

# 令和2年度 あま市 納税等カレンダー

	月	納期限(振替日)	税務課			保険医療課		高齢福祉課
			市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
令和2年	4月	4月30日(木)				第1期	第1期	第1期
	5月	6月1日(月) ※5月31日が日曜日のため		第1期	全期			
	6月	6月30日(火)	第1期			第2期	第2期	第2期
	7月	7月31日(金)		第2期				
	8月	8月31日(月)	第2期			第3期	第3期	第3期
	9月	9月30日(水)						
	10月	11月2日(月) ※10月31日が土曜日のため	第3期			第4期	第4期	第4期
	11月	11月30日(月)						
令和3年	12月	12月25日(金)		第3期		第5期	第5期	第5期
	1月	2月1日(月) ※1月31日が日曜日のため	第4期					
	2月	3月1日(月) ※2月28日が日曜日のため		第4期		第6期	第6期	第6期
	3月	3月31日(水)	随期	随期		随期	随期	随期

- 納付書等が納期限前までにお手元に届かない場合は、各担当部署へご連絡ください。
- 市税等のお支払いは、口座振替が便利です。

**問合せ** 税務課 ☎444・0509 FAX445・3856  
 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555  
 高齢福祉課 ☎444・3141 FAX443・3555

## 特定健診の重要性

### なぜ特定健診を受診するの？

特定健診は、生活習慣病のもとになるメタボリックシンドロームの早期発見に重点を置いた健診です。メタボリックシンドロームの該当者や予備群を発見し、生活習慣の改善を図ることは、皆様の健康維持に大きな役割を果たすため、国をあげて受診が推奨されています。

生活習慣病は自覚症状がないまま進行することが多く、重篤な状態になってから治療しても手遅れになったり、後遺症が残ることもあり、治療時間や経済面での負担も大きくなります。その様な状態にならないためにも特定健診を受診し、ご自身の健康状態を把握していただくことは大変重要です。

### 受診したあとは？

特定健診を受診された方には、保健師や管理栄養士が、健診結果の見方や、結果に応じて情報提供します。また、メタボリックシンドロームの該当者や予備群と判断された方には、健診結果に応じた生活習慣の問題点や、無理なく取り組める改善方法をお伝えするなど、サポートさせていただきます。

### いつどこで受けられるの？

6月1日から10月31日まで指定医療機関で受けることができます。**健診料は無料です。**特定健診の受診対象

となる方には、5月中旬に「黄色の封筒」で、「健康診査受診券」を郵送いたします。

※例年実施しておりました各保健センターでの「集団健診」は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、中止といたしました。

①あなたのけんこう  
 ②まもるため  
 ③しっかり受けよう特定健診



**問合せ** 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555